

# 令和3年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 令和3年12月7日(火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、12月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。6番 京極幸村君、7番 村井昇君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦郎君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦郎 おはようございます。私から、12月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る11月29日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し日程・議案等について、また、本日午前9時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、最終日に追加提案する議案6件について委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正及び制定関係議案が3件、補正予算関係議案が6件、人事案件議案1件、新庁舎建設に伴う財産の取得が4件、新庁舎工事請負変更契約の締結が1件であります。  
陳情は、6件で、一般質問者は5名となっております。  
なお、最終日に審議していただく議員派遣につきましては、来年1月21日(金曜日)に井川町で開催される「令和3年度 南秋田郡町村議会議員大会」の派遣についてであります。  
今定例会の日程は、初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑、陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。  
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行い、議員派遣の審議終了後、追加提案される6議案について、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、本日から10日までの4日間で行うことにしております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から10日までの4日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和3年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。  
以上で議長の諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 ( 町長の行政報告 別紙のとおり )
- 議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。  
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに8日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、4番です。行政報告をお聞きしましたれども、4ページの一番下の欄で事業所等の申し込みが41件となっておりますけれども、これ全体でいったら何件の41件ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 北嶋議員のご質問にお答えいたします。予算は確か85件中だったと思います。そのうち41件ということで、先月11月末で大体52件か53件その位に増えてます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、議案第54号から日程第12、議案第61号までの8議案について各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。議事日程については、配布している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料5ページをご覧ください。  
議案第54号 八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
八郎潟町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、同計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、固定資産の課税免除を受けることができるよう、本条例を制定するものであります。

次に、7ページをご覧ください。  
議案第55号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
国民健康保険税の被保険者の納期ごとの負担軽減することから、7月から翌年2月までの8回納付へ増やすため、また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、令和3年政令第253号が交付されたことに伴い、未就学児の均等割額を5割軽減にするため、本条例を改正するものでございます。

次に、26ページをご覧ください。  
議案第56号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令第39号及び子ども・子育て支援法施行規則、平成26年内閣府令第44号の一部を改正する内閣府令、令和3年内閣府令第53号の公布により、電磁的方法により行うことが認められる手続きに関する事等、所要の規定の整備を図る必要があり、一部改正するものでございます。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。  
予算書をご覧ください。  
議案第57号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について  
補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ2,505万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億9,154万5千円としております。  
4ページ、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。物品移転等作業経費については、限度額50万円とした債務負担行為を設定しております。これは、現庁舎から新庁舎への備品等、物品の移設に係るものであります。  
V P N回線切り替え作業経費は、限度額36万3千円としており、住民基本台帳、税、福祉、保健などに係る基幹系システムを新庁舎で使用できるようにするためのものでござい

ます。

いずれにつきましても、期間を令和4年度としており、令和3年度中にそれぞれの作業に係る契約を締結し、令和4年度に業務を完了するものでございます。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。

8・9ページ、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金として国庫支出金の衛生費国庫負担金に350万円を、衛生費国庫補助金に246万6千円をそれぞれ追加しております。

民生費国庫補助金の212万4千円の追加は、児童手当に関するシステム改修に係るものでございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

12・13ページ、総務費、電子計算費に332万3千円を追加しております。これは、軽自動車税及び児童手当のシステム改修に係る秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金であります。

新庁舎建設事業費、工事請負費の警備システム設置工事331万円の減額は、新庁舎の警備システム設置工事を本体工事に組み込んだことによるものでございます。

14・15ページ、民生費、老人福祉費の繰出金に568万9千円を追加しております。

これは、介護給付費及び地域支援事業費の増額に係る介護保険特別会計への繰出金であります。衛生費、予防費には総額625万1千円を追加しております。そのうち3回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費として総額596万6千円を追加しております。

16・17ページ、上水道費では129万9千円を減額しております。これは、上水道特別会計において補助対象費が減額となったことに伴い、一般会計からの出資金を減額するものでございます。

18・19ページ、農林水産業費の経営所得安定対策事業費352万2千円の追加は、国が農家へ直接交付する産地交付金について、設定額以下での配分となったことから、農家所得を確保するために設定額までの差額を町が補助するものでございます。

20・21ページ、土木費、除雪対策費に総額162万2千円を追加しております。これは、除雪事業者が減少したため、町が除雪機械をリースするものであります。

教育費、学校管理費320万円の追加は、電気料金の高騰、漏水などによる光熱水費の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

#### 議案第58号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

25ページ、歳入歳出に、それぞれ1億406万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,744万1千円としております。

32・33ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金に1億381万1千円を追加しております。

34・35ページ、歳出の主なものとして、保険給付費に不足が見込まれることから、療養諸費の一般被保険者療養給付費に8,160万円を、高額療養費の一般被保険者高額療養費に2,138万1千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

#### 議案第59号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

39ページ、歳入歳出から、それぞれ276万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,279万6千円としております。

46・47ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料に153万円を追加し、普通徴収保険料から404万7千円を減額しております。

48・49ページ、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金から276万3千円を減額しております。これは、保険料の徴収見込額の減額及び秋田県後期高齢者医療広域連合への基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

#### 議案第60号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

51ページ、歳入歳出に、それぞれ4,303万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,689万円としております。

歳入の主なものは、58・59ページ、国庫負担金の介護給付費負担金に650万円を国庫補助金の調整交付金に287万1千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に1,107万円を、県支出金の介護給付費負担金に682万5千円を、60・61ページ、一般会計繰入金金の介護給付費繰入金金に512万5千円をそれぞれ追加しております。

62・63ページ、歳出の主なものは、介護サービス等諸費に総額3,800万円を、介

護予防サービス等諸費に総額100万円を、64・65ページ、高額介護サービス等費に200万円をそれぞれ追加しております。いずれにつきましても給付費の増加を見込んだものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第61号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

71ページ、収益的支出から457万5千円を減額し、総額を1億4,365万4千円、資本的収入から129万9千円を減額し、総額を8,668万8千円としております。

74・75ページ、収益的支出では、原水及び浄水費から394万1千円を、配水及び給付費から75万2千円をそれぞれ減額しております。これは、各種業務委託及び工事の入札結果による差額を減額するものでございます。

76・77ページ、資本的収入においては、補助対象費の減額に伴い、総額で129万9千円を減額しております。主な内訳といたしましては、企業債に260万円を追加し、一般会計出資金から129万9千円を、国庫補助金からは260万円をそれぞれ減額しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第5、議案第54号 八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 ちょっとお伺いしたいのですが、第2条の2項で最初の年度以降3ヵ年ということで、この条例は令和3年3月31日限りでこの効力を失うとあります。これはちなみに令和4年度、5年度に申し込んだ方はこの3ヵ年というのは適用されるのか、というところをちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山税務課長。

税務課長 畠山孝直 小柳議員の質問にお答えいたします。こちらの条例については、あくまでも令和6年3月31日までに申し込みしたのものについて対象になります。それ以降であれば対象にならないということです。

議長 伊藤秋雄 他に質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第54号についての質疑を終わります。  
次に、日程第6、議案第55号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第56号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第56号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第57号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。補正予算書19ページ、経営所得安定対策補助金352万2千円、これ農家にとっては大変良いことだと思って感謝したいと思います。  
と言いますのは、今、米余りですから減反、生産調整ある訳なんだけども、米については大体予想出来るんだけど、大豆については最終的にいくらになるのかというのは、作付け時よく分からないですよ。これ基本払い、面積払い、それから産地交付金で積み上げるから、産地交付金がいくらになるのかというのは作付け時に分からないのだから、ちょっと不安があるんだけど、こういう風に産地交付金が下回った時には、町が面倒

見るよという趣旨だから、大変私は良いことだと思います。町長に感謝してます。  
更に言えば、こういうことが起きた場合には今後もこういう風なことを手立てしてくれれば有難いなと思っております。これ私の感想ですから終わります。答弁いりません。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 聞き洩らしたということで、16ページの健康推進事業の財源更正、この説明もしかしたら落ちていたので、この説明もしいただけたらお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員の質問にお答えします。財源更正というのは補助金の減額等でございます。国庫支出金が減額になるということでの更正ということですよ。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第57号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第58号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第58号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第59号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、議案第60号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、議案第61号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第61号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、陳情について、を上程いたします。  
お手元に配布している陳情は6件であります。提出された議案並びに陳情について、皆様にお配りいたしました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から委員会室を報告させていただきます。

議会事務局長 相澤重則 第一委員会室で教育民生常任委員会、第二委員会室で総務産業常任委員会を開催させていただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。  
ご苦勞様でした。

( 閉会 午前10時45分 )

# 令和3年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 令和3年12月8日(水)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問に入ります。始めに5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井清人君。
- 5番 石井清人 おはようございます。5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。  
議長さん、メガネ曇るのでマスク外してもいいですか。  
それでは一般質問をさせていただきます。1つ目は町道通称五城目街道を県道に昇格する運動、という題名であります。  
去る9月議会で小柳聡議員の一般質問の中で、県道298号通称干拓道路と県道15号通称アクセス道路の接続について、町長から答弁がありました。それはJR東日本が新たな踏切の設置は認めないので、県道298号と県道15号の奥羽本線平面交差による接続は断念せざるを得ないということでありました。  
残念なことでありますが、鉄道会社の方針であればやむを得ないと思います。  
以前には秋田県都市計画の中では県道298号と県道15号の接続は跨線橋でまたぐか、地下道で通り抜けるかにしてJR奥羽線を交差する計画があつたのですが、平成26年8月の第171回秋田県都市計画審議会では、実現の見通しが無いということで削除されています。  
ですから、将来ともこの路線が直線的につながるということはありません。通称五城目街道と呼んでいる町道を通してコの字型に4つの交差点で曲がって迂回して通ることになります。  
ところで、仮に県道298号と県道15号が奥羽本線の平面交差でつながったとした場合、仮にですが県道と県道の接続ですから間を町道で結ぶということではなく、当然1本の県道になります。  
そうなればこの路線は大潟村を経由して男鹿半島へ行くコースと北秋田市を通過して世界文化遺産となった縄文遺跡群や、これは鷹巣の伊勢堂岱とか大湯のストーンサークルのことを言ってます。国立公園の十和田湖へ行くコースと1本につながるルートと考えても良いと思います。  
そこで私はその考えを、町道通称五城目街道に当てはめて考えられないかと思いました。男鹿方面と北秋田方面は町道通称五城目街道を迂回するものの、1本の路線と位置付ければこの町道を県道に昇格できるのではないかと思います。  
町道を県道に昇格するメリットとしては、将来この道路の拡幅あるいは歩道設置など何かしらの整備を県の予算でやれるようになるという期待感が出てくると思います。  
県としても県道と県道の接続は県道でつなぐという理由には納得できるのではないのでしょうか。町当局がもし私の考えに賛同できるのであれば、町道通称五城目街道の県道昇格運動を始めていただければいいと思います。提言といたします。  
以上が1つ目の質問であります。  
次に、2つ目の質問に入らせていただきます。題名は町病虫害防除協議会のカメムシ対策であります。2020年の中国でのコロナウイルス発生が瞬く間に世界中に蔓延しこの影響は生活や医療、産業、観光などいろいろな面に影を落としています。  
2021年の米の概算金が下落したのは、コロナによって外食が控えられて米の消費が減って、米余りが発生したことによると言われております。  
本町は農業が基幹産業と言われてきましたが、今年の米概算金の下落によって100万円、200万円の減収農家はたくさんいます。中には500万円以上の減収農家もあると言われております。そういう中で稲作の減収を少なくするにはカメムシ対策に一工夫が必要と考えます。  
聞くところによると隣町では1等米比率が10%下がったと言います。カメムシ被害によると言われておりますが、推測するには隣町は有人ヘリでの散布です。早い時期から有人ヘリを確保しておかなければならないので、散布時期は固定しています。  
しかし、今年のように出穂が早いとカメムシ被害が発生したあとの散布となってしまいます。適期散布とはなりません。これが原因でないか私は思っています。  
そこで本町の場合は八郎潟町病虫害防除協議会が、いもち、カメムシの防除を行っていますが、8月上旬に期間を設定してしまうことと、作業しやすいようにほ場を1枚づ

づ移動していきますが、ブロックごとに散布場所を設定するんだけど、これが適期防除にならない場合があるのでないかと思えます。

適期防除に対応できるようにするには、ほ場に合わせて散布することです。出穂はほ場ごとの品種、田植え時期、肥培管理で変わります。稲の生育状況は農家が一番わかっています。農家が散布希望日を申し出て、それに基づいて散布することはできないでしょうか。

近年は米の減収の一番の原因はカメムシです。米の検査では1,000粒の米に1粒のカメムシ被害米があれば1等米にとどまります。2粒入れば2等米に落ちます。5粒以上見ると3等米以下に落ちます。

米1,000粒と言えば直径10センチくらいの皿に盛った米の量です。近年はいもち病やドロオイ、紋枯れなどの被害はほとんどないので、1等米比率を高めるにはカメムシ対策しかないと思えます。以上提言といたします。これが私の2つの質問です。よろしくお願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

始めに、県道298号と15号の接続、いわゆる県道延伸計画につきましては、これまで町の都市計画事業化に向け、立体交差による検討を進めた時期もありましたが、国道を管理する国土交通省と県道を管理する県との接続協議が整わず事業化には至りませんでした。

石井議員が言われる平成26年の県都市計画審議会で削除されたとありますが、この審議会には、八郎潟都市計画マスタープランの案が提出されておりますが、県道延伸による接続計画は当初から計画路線としては位置づけられていませんでした。

その後、本町はもとより男鹿市、大潟村などの観光地と日本海沿岸東北自動車道を結ぶ重要なアクセス道路であることから、周辺地域との交流の拡大が図られ、町の活性化につながるものと捉え、県の道路事業として、県道秋田八郎潟線道村大川線改良整備促進期成同盟会などで整備促進について、要望を継続してきております。

議員提案の通称五城目街道の県道昇格については、町道中央線が国道と県道を結ぶ路線として、交通ネットワークが成り立っていることや、他の県道が町道に降格される振替路線が条件であることから、昭和60年に町に移管された通称五城目街道の県道への再昇格は、極めて困難であると考えます。

しかし、議員言われるように昇格することによるメリットが大きいだけに、県道延伸と合わせて協議をして参りたいと思えます。

次に、本町の病害虫防除協議会は、町・JAあきた湖東・秋田県農業共済組合の3団体で構成されています。議員の言われるとおり、出穂は、ほ場の品種、田植え時期、肥培管理によりそれぞれ違います。

それに合わせた適期防除をということで、農家が散布希望日を出しての散布が可能かどうか、というご質問であります。今年、8月7日から12日までの6日間で薬剤散布が行われています。

一ほ場ずつの管理等がそれぞれ異なることから、薬剤散布に係る時間は現在よりも長くかかることが予想されます。

また、散布希望者が集中することも予想されることから、今後行われる病害虫防除協議会の幹事会の中でピンポイントタイムでの散布が可能か検討をして参ります。

なお、JAあきた湖東によると、11月16日現在のあきた湖東管内全体の1等米比率は、去年の95.1%から今年は92.4%へと下がりましたが、本町は95.7%から98.2%へと上がっているとの報告を受けております。

今後もJAあきた湖東及び秋田県農業共済組合と連携しながら適切な防除に努めて参ります。

5番 石井清人 町長どうも答弁有難うございました。

それで再質問に入りますけども、県道の昇格運動については今後協議をして行くという答弁でありましたので、よろしくお願ひします。

私この質問をするに当たって、思いついたというかずっと前から接続なればいいなと思ってあったんだけど、一つ私の中で思いあるのは国道101号線、これ走った時のことが頭にあるんですよ。

国道101号線というのは、青森県の五所川原市から始まって鱒ヶ沢町、深浦町、それから秋田県入って八峰町、能代市まで続くんだけど、これ十何年前に男鹿市まで延伸したんですよ。能代市から旧八竜町の大曲までは国道7号とだぶるんですけども、そこから大潟村方面に入って101号がまた始まって行くんです。

ユメロンの温泉の下を通過して集落と海岸添いの間の農道付近を走って行って、野石の奥のところ、五明光の下を走って今の男鹿市に行くんだけど、私一回前に走ったことあるけれども、ほとんどまず人気もない非常に貧乏な国道です。

これが国道と思う国道なんです。交差する旧若美町の町道が二車線で歩道付なので立派なものですから、国道側が止まれになってるんですね。おっと思うような道路で、やあこれが国道かと走った時に思ってね、いろいろ理由付ければおそらく旧若美町の時は町道であっても農道であったのではないかと思います。推測するに。

その農道であったようなところが国道になってるんですから、やあ理由付ければやっぱり道路の昇格ってできるんだなと思ったのがずっと以前です。

そういうことで一般質問に取り上げたんだけど、そういうこともありますので今後も町の方で協議して行くということであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、カメムシの話なんですけども、今年8月6日の秋田県病害虫防除所のカメムシ発生情報では、防除前のカメムシ数が2,53匹、これ場所によると思いますが、そうであったのが防除後では0,95匹に減ったと、大幅に減っているんですね。

やっぱり薬剤散布後は防除効果はあります。

ただし、これが適期防除の場合ですね、カメムシが活動する前に散布しても効果がないし、被害が発生した後に防除しても意味がない、ですからこの適期の見極めが大切だと思います。

町長の答弁では、今後、検討会で検討するということなので、よろしくお願ひしたいと思いますが、これに関連してもう一つ聞きたいのは、今防除協議会でカメムシ防除をやっています。役場、農協、それから共済組合、農協が連携して防除協議会やってるんだけど、町が農家に案内を出して希望を取りまとめて図面に落とし、それから共済組合が防除協議会に作業を頼んで、代金の集金は農協がやってるというようなシステムだと思うんですが、ただ、主に役場が先になってやってるんだけど、町長が会長さんなので、この農家の田んぼへの薬剤散布が今後ともずっと役場主導というか、協議会になってるのだけでも役場がやる、役所が農家の薬剤散布を役所関係がずっとやって行くのか、ということですね。

民営化も検討したらいいんでないかというところですね。現に県南の方に行けばこの防除協議会は民営化されてます。ですからしっかりしたまづ法人とか受け皿があれば民営化にも持っていけるのではないかなという気がします。

そしてその意味はですね、農家の場合、田植え後に薬剤散布これは除草剤散布ですけども、手取り除草というのはないので、みな除草剤を蒔きます。農協さんに頼むとドローンで蒔いてます。いついつの頃に何処何処の田んぼにこんな薬剤を蒔いて欲しいと申込書を出せば、それに従ってやってくれるんです。

ですからしっかりした受け皿があってやるのであれば、民営化に持って行ってもいいのではないかというところですね。そこを再質問で聞きたいんですけども、町長さんなり産業課長さんからそこちょっとお願ひしたいんですけど。

そういう民営化に持って行くという方が、むしろ私いいんでないかと思うんですけども、そういうところについて考えないものでしょうか。

これを再質問で聞きたいと思います。お願ひします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 五城目街道については今後、県と延伸も含めまして立体交差の協議も含めましてきちんと対応して行きます。それと石井議員、今、民営化という防除協議会の話ありますけども実は私も会長になった時に、基金がございました。

それを毎年取り崩して農家の負担をなくそうということで、今までこう取り組んでおりますけども、基金も大分底をついてきたような状態でございます。

ただ、うちの方は湖東管内でも無人ヘリ、うちの方が一番早かった訳ですけども、うまく1等米比率も良くて、うまくやっている状態でございます。

民間に委託した場合の一つのやっぱりちょっと心配なのが、旗を立てる人の業務これも大変な業務でございます。

やはり無人ヘリの良いところは、希望の田んぼに集中的に出来る、いらぬ方はいらぬ、ということで旗を立ててやる業務というのは大変難儀でありまして、それが民間に移行した場合に、散布の料金が上がる可能性が出て来るのかなと思いますけども、他の自治体が民間に移行しているところもありますので、参考にしながら今後協議会の中でちょっと検討して参ります。

5番 石井清人 答弁有難うございました。県道昇格についてはよろしくお願ひいたします。カメムシですけども、現に県南の方では防除協議会は民営化されているところもあり

ます。町とか役所とか農協で補助金は出してると思うんだけど、組織自体が民間主導でやっているところもありますから、これ出来ない訳ではないと思います。

今、町長さんの答弁にあったけども、課題になるのは補助金ですね、前にも聞いたことあったけども、補助金の活用がしっかり出来るかということも心配されると思うんだけど、いつまでも役所が農家の散布を持ってれば、協議会だから直接役場がやるんでないけども、町長さん会長なので、そういうことも考えられますけども、だんだん農家自身の自主的な運営というか、そういうものを考えれば検討時期でないかなという気がして出したものです。

現に県南の場合はですね民営化されているところあります。ですから出来ない訳ではないと思うけども、そういうところで今後とも検討していただければいいなと思いますので、私一番思うのはカメムシ対策、前にもやったことあるんですけども、農家の意識がですね、少なくなってるような気がしてカメムシというのに関東でもありますからね。もう入れてしまえば分からないのではないかと、ちょっとこう言えば農家に失礼な感じもするけど、倉庫に持って行く場合は検査厳しくてね、識選持ってる農家に委託して選んでもらって1等米に仕上げ持って行くんですけども、カントリーの場合は一色担なるのであまり意識はないけども、ただそういう農家だけではやっぱりこのカメムシ対策というのをしっかり農家自身の問題だという意識を持たせて、やればいいなと思います。どうしても防除協議会持ってるから、かければいいやという肥培管理が弱いような気がするの、そういうところの意識付けですね、こういうことがないとしても農家も良い米を仕上げるという意識がないと、混ざってしまうからなに分からないやということになれば大変なので、もっと農家が自主的に良い米を出すという意識付けを持って行けるようなところも防除協議会でPRしていただけたらと思っていますところ。

そういうことで私の質問を終わりたいと思います。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

- 11番 柳田裕平 議長、私も石井さんと同じくマスクいいですか。  
おはようございます。柳田裕平でございます。私の今回の質問は表題で1つだけでございます。項目が4つありますので、1番が3年目からの自立経営について、2番が経営状況と改善計画について、3番が令和4年度の町助成金について、4番が今後に向けた見解について、という4項目で質問させていただきます。  
それではさっそく質問に入ります。よろしく願いいたします。  
厳しい経営状況が続いている、はちらぼ商店・はちらぼハウスについて質問をいたします。以下、はちらぼ商店・はちらぼハウスをはちらぼに省略させていただきます。  
まずは、NPO法人はちらぼが設立するまでの経緯と趣旨を、設立総会の資料「設立趣旨書」から引用して説明いたします。  
平成27年の「第6次八郎潟町総合計画並びに総合戦略策定委員会」の委嘱メンバー有志に若者や女性が加わり、総勢15名で将来の主人公たる若者の夢を実現させたく「シニア活躍支援組織準備委員会」を平成28年に立ち上げております。  
事務局に役場幹部・顧問には町長とYDK相談役という布陣で町民と行政の協働の仕組みづくりと実行プランを練り上げて、平成29年2月にNPO法人「はちらぼ」が設立されたとありました。  
その趣旨として、行政からの資金援助のみに頼らず、自ら町民のニーズに応える事業を推進しながら自立性と主体性を保ち、将来に渡って継続する組織を目指すとなりました。  
町長もこの事業については町の元気の発信と商店街に人の流れをつくるため、協働のまちづくりを進めていると言われておりました。  
平成29年2月にNPO「はちらぼ」が設立、平成29年の12月には「はちらぼ」が開店しております。  
大型店との競争など厳しい経営環境と多額の資金・運営費を必要とする事業でしたので、わずかな準備期間で開店までもっていくのは大変であったと思われます。  
しかしながら、1年後の平成30年12月には「はちらぼ」からの要望で予定外の助成金933万円が補正予算として発生しております。  
事業がスタートしてからまだ1年にもならないのに、追加で補正予算が発生することは普通ではあり得ないことであります。  
残念ながら、開店してから現在まで4年になりますが、毎年2千万円台の赤字が続いているということも懸念されるところであります。  
いくら将来に向けた必要な事業であっても、町の財政に多大な予定外の負担を及ぼすようなことがあってはならないというのが私の考えでございます。

そういうことで、質問いたしますので答弁よろしく願いいたします。

1 番の3年目からの自立経営について、3年目からは町補助金に頼らない自立経営になるということでしたので、私もこの事業には賛成して期待もしていた一人でございます。

そして、この事業の根幹となるのは3年目からの自立経営であると思っております。

これが実現できるか否かが、この事業の重要なポイントではないでしょうか。残念ながら、平成31年には自立経営になる予定であったのが逆に経営状況の悪化ということで予定外の町補助金2,500万円が発生しております。

そこでお伺いしますが、町と議会の関係からすれば、3年目から自立経営と言われたことについては町当局の公約であると受け止めておりますが、それでよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。NPO法人はちらぼが3年目からの自立計画を目指しての計画を持っておりました。町はそれを承認したものでございますけども、当局の公約かと問われれば、公約とは考えておりません。

1 1 番 柳田裕平 今ちょっと聞き逃したんですけど、公約違反とか、公約ではないということですか。そこら辺ちょっと確認したいですが。

町長 畠山菊夫 今の答弁のとおりで法人の設立は商店街の活性化に向けた私の公約と捉えてもいいんですけども、NPO法人の自立経営が当局の公約としてであれば、公約ではないと思います。

1 1 番 柳田裕平 ちょっと関連していいですか。ちょっと私も納得いかないですが、そうすれば公約なくても結構ですが、この3年目というのはこれは何処から出た話でしょうか。町が私共に議会に報告してる3年目ではないでしょうか。

私達はその3年目を信じてというか、頭の中に入れてこの案件には賛成したということになりますので、それはちょっと私共もはっきり私は町との約束と捉えてるので、そうでないと言われればちょっと納得しないんですが、もうちょっとそこら辺。

議長、ちょっと休憩してください。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開します。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 NPO法人の皆さん、理事会あります。そうした中で将来は町に迷惑をかけないで自分方で運営しましょうということで、理事会の承認を得た計画だと私もそう思っております。それを受けて町が議会に提案したことになります。

ですから町の公約ではなくて、NPO法人が作った計画、それを町が承認して議会に提出したという解釈をしております。

1 1 番 柳田裕平 まずこれ私はこだわる訳ではございませんが、敢えて譲れば何て言いましょうか目的というかな、町の目的であったとか何かそういう感じが目標であったとかという感じに捉えるしかないのかなと思います。

まあそれはそれでいいと致しまして、そうすればちょっと中身を私も拝見しましたが3年目以降から現在までの3年間も多い支出が出てるんですが、これも予定外の支出になりますので、そこら辺を当局はどういう風に受け止めておるのかちょっと聞きたいですね。お願いします。

町長 畠山菊夫 これまでも議員の皆様には説明してきましたけども、経営に関しても議員の皆様には数値で出しておりますけども、それに至ったことについては本当に私も重く責任を感じております。

支援を述べているという状態については、本当に私も深く町民の皆様にはお詫びを申し上げなければいけないと思っております。

1 1 番 柳田裕平 それでは次の質問ですが、自立経営になれなかったということは私は重大な町の責任

だと思えます。そういう約束で進めた事業ですから、それでこの本来であればすぐに私はこういう風な状況になっておりますよと、この後、こういう考え方で進めますよというのが、進めるという町の説明がやっぱりこの時点で一度あってもいいのかなと思っておりますので、そこら辺はどう思われますか。

町長 島山菊夫 先程も言いましたとおり、自立経営に至らなかったことは本当に町民の皆様には申し訳なく思っております。はちらぼの経営につきましては、理事長自身経営に関しはちらぼ通信でお詫びをしていましたが、私も広報での予算或いは議会だよりでの多くの議員の皆様からのご質問などで町民の皆様には周知されております。  
町内会の総会等ではご質問も頂きまして、ご報告しながらお詫びも申し上げております。

1 1 番 柳田裕平 実は本来であれば、町広報の行政報告あるいは町長の施政方針のところに、そういう中身を一応入れてもらえれば、町民もこういう風になってるのかというのが分かったと思うんですよね。そういうことも私はちょっと考えました。  
それでこの事業なんですけど、自立しなければこの事業は成立しないということに、私は心配しておる訳でございます。そうじゃなければ取り替えしの事態になると今度は、町の方の反応が町の責任はどうしたのか、そういう風な声も上がってくる可能性がある訳でございますので、現時点でもいいんですが早急なやっぱりこういう経緯とか内容も説明を町の方からして頂きたいなど、何らかの形でそういう風に思いますが、どうでしょうか。今現在の現状を報告するという形で、やってもらえればなと思うんですが。

町長 島山菊夫 先程も言いましたとおり、議会だよりでも議員の皆様のご一般質問で、私も答えておりますけども、町民の皆様には周知されておりますし、議員言われる町民の皆様への報告・説明をどうしたらいいのか、というのをもしご提案がありましたらおっしゃっていただければと思います。

1 1 番 柳田裕平 そうすれば次の質問ですが、私はこの3年目からの自立経営については、前にあった閉店したファミリーさんのことを考えてみると、中々自立経営は難しい事業になるなという風に思っておりました。  
この自立経営については、町当局とはちらぼの両方で話し合って決断したことでしょうが、こういう風な私が今言ったような状況判断で無理じゃないのかなというような話も出たと思うんですよ当然ね。  
ところが最終的には行きましょと、自立経営が可能であるという判断はどのような理由で判断されたのか、そこら辺もしよかつたら説明していただきたいですが。

町長 島山菊夫 自立経営につきましては先程も申しましたけども、NPO法人から提出された計画を基にチェックし内容を見て判断しております。議員言われるファミリーの経営内容を参考に経営計画を立てたとありました。  
ファミリー八郎湯店単独収支では黒字でした。しかし売り上げの7割が小学校、中学校及び榮寿苑、うたせ苑の納品であるこの部分はやはり経営に関しては厳しいものがあるとも感じておりました。

1 1 番 柳田裕平 本当で行けば次の質問で、町当局のこの件についての責任を問うという形で質問するつもりでしたが、はちらぼの方から出た話を町が進めてきたという形でございますのであまり責任という形ではちょっと無理かなと思っておりますので、これは省略させていただきます。  
次の項目で2つ目の2番の経営状況と改善計画について質問いたします。  
はちらぼの実質の経営状況を知るために、町助成金がなかったとしたらどうなっていたのか調べてみました。平成29年度にオープンしてから令和2年度までの、各年度別の総売上高から仕入れを含む総経費を差し引いた金額で損益を計算してみました。  
数字に大きな間違いがありましたら指摘してください。結論からですが、開店当初から現在までの各年度全てに於いて赤字経営になっておりました。  
開店した平成29年度が2,008万円、平成30年度が2,878万円、平成31年度が2,256万円、令和2年度が2,156万円の損失ということでございました。  
この町助成金は人件費の補助と言われておりましたが、この数年間は赤字補填の意味合いが強くなっているように受け止めておりますがどうでしょうか。  
いくら将来に向けた事業であっても、町の財政に多大な予定外の負担を及ぼすようなことがあってはならないというのが私の考えでございます。  
そこでお伺いしますが、今、示したはちらぼの経営内容については、町当局として把握

していたはずでございますから、結果から町当局としてはどのように受け止めているのでしょうか。お伺いします。

町長 畠山菊夫 その前に柳田さんが聞こうとしたこと、ちょっと答えさせていただきます。  
自立経営が出来なかった理由は、売り上げの不振の他に何かあるとのご質問でございましたけども、設立当初、目玉商品のパン販売によるこれが町外からの客層も大部多かったようですけども、一方では朝早くから二交代で焼くことから、ベーカリー部門だけで7人の雇用が必要となり、その後の縮小等もありまして補正予算に繋がったものと考えます。  
また、オープンして間もなく秋田市の丸海水産の倒産によりまして、連携のあったファミリーも突然の営業停止になり、学校や施設等への納品が実現出来なかったことも大きな要因と考えております。  
また自立できなかつたことによる町のはちらぼの責任はということですけども、本当に私自身大きな責任を感じております。野原さんも本来であれば代表者の私が解任され新しいリーダーの基で再建を行うべきと考えているようです。  
ただ、後継者が現れないとのことから、道が閉ざされていることもお聞きしておりました。厳しい状態ではありますけども、頑張っていきたいとは思っております。  
そこではちらぼの経営についての当局としての把握をしていたはずだが、どのように受け止めているか、とのご質問でございますけども、NPO法人として高齢の買い物弱者等への対応する社会貢献活動から離れることが出来ず、同じ答弁になりますけども、非常に厳しく感じております。

1 1 番 柳田裕平 そうすれば関連してお伺いしたいんですが、この事業には平成29年度の開店から今までの5年間で、私の計算では1億3,860万円の助成金が出ております。  
この金額、私もちょっとこうあまりにも大き過ぎるような感じも受けておりますが、私からすれば適性の財政支出をやはり考えながらということが必要でないかなと今思っているんですが、そこら辺は町長どういう考えですか。

町長 畠山菊夫 財政出動が予定よりも多くなったことについては、これまでも議員の皆様にも深くお詫び申し上げてきましたけども、はちらぼも今いろんな形で頑張っております。  
そうした中で今後、毎年はちらぼの方も補助予算を減額していく努力をしておりますので、そういう面で暖かく町も見守っていただけるとは思っております。

1 1 番 柳田裕平 次の質問ですが確か途中から町長が町の方では、はちらぼから経営改善計画を提出させて、それを見ながら進めて行くというお話しをされていたようでございますが、その改善計画というのを私もちょっと拝見したんですが、難しくいろんなことを書いてあるんですが、結論から言えばあまり効果のあるような改善計画ではないと私は感じておりました。  
町の方ではこの改善計画の効果というのは、どのように受け止めておりますか。お伺いします。

町長 畠山菊夫 先程もちょっと言いましたけども、学校や施設への納品や移動販売による販売を行いたいとの話もこうありましたけども、以前ファミリーの琴丘にあるストックヤードが今では使用できませんので、備品の購入施設整備にはかなりの投資が必要とされることから、現実的ではなく、まずは今の経営状態の改善に集中し赤字減少に努めていただきたいとのことで、ご理解はいただいております。

1 1 番 柳田裕平 そういうことでちょっともう一つ今のに関連しますが、売り上げを伸ばすということも大事なんですが、もう一つが仕入れ、人件費、諸経費等の削減ということも考えないと中々望む方向には私は近づかないと思うんですね、売り上げを上げたって経費の方が下がらなければ結局同じことになるので、そこら辺ももうちょっと改善計画の中で出来れば当局から話して考えてもらいたいという風に私は思うんですがどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 仕入れを下げるとのことですか。

1 1 番 柳田裕平 いいですかもう一回、いろいろ経費というのは仕入れとか人件費とかその他のいろんな経費がある訳ですが、その分野でやはり削減というものを考える方法がなければ、いくら売り上げだけと考えるとちょっと計画にならないんじゃないかなということですか。

町長 畠山菊夫 それはNPOの皆さんも理事会の中で、そういう議論はされておりますので職員も理

事の中に入っておりますけども、そういう議論はされていると思います。

1 1 番 柳田裕平 今のに関連してなんですが、実は私もいろいろ細かいところで調べてみましたので、経費というのは中々トータルで言いますが、下がってないですねずっと5年間、ずっと6,000万台がずっと続いているんですね。6,000万円。

で売り上げの方が4,000万円台なんです4,000万というか2,000万円台なんですよ売り上げが、あと町の補助金が入ってきたらとんとんという形になってるんですよ。

だからこの仕入れとか人件費とかそこを抑えないと、これは中々良い方向には向かないんじゃないかなと私は思っております。

そういうことで次の質問ですが、以前、町当局に私はちらぼとの連携について伺ったことがあります。

町職員がNPOはちらぼの理事と監事として2人が入っております。そしてその都度報告も受けておりますということで、問題はないということでしたが、だとすれば今回のことも職員からずっと報告を受けて、状況も把握していたということになるんですよ。ところが今話しをしても何かはちらぼさんの方にお任せという形の部分も見えますので、もうちょっとそこら辺どのようにしてこの町とのちらぼとの連携というのは、本当に望むような形になっていったのかどうか、そこら辺どういう風に考えますか。

町長 畠山菊夫 町としては経営に対する疑問や提言を伝えております。そしてまたはちらぼの考えも尊重しています。コロナ禍や大型店進出の影響の中で、売り上げを伸ばし収支改善もされていることから、今後も知恵を出し合って参りたいと思います。

1 1 番 柳田裕平 今までの話からですが、いずれにしても今までのやり方である町とはちらぼは、その経営に関してははちらぼの分野だと、町は資金面の助成をすると極端に言えばですよ、そういう形できているということだと私は受け止めております。

でも果たしてここまできてその状況で、同じことをやっていいのかなと感じる訳でございますので、出来れば私の考えでははちらぼと町と共同体制のそういうチームというか、そういう形を一つ作った方がいいんじゃないかなと思うんですよ。

でなければ何かほとんどこの今の状況を打破することは出来ないんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。両方でチームを作ってやるという。

町長 畠山菊夫 はちらぼが経営、町が補助するという形に捉えればそれまでなんですけども、経営に関しては先程も言いましたとおり、町の疑問や提言は職員から伝えておりますし、経営に関してもはちらぼの理事の皆さんも、毎月検討されていることと思います。

それで今のお話しは9問目に入っているんでしょうか。

1 1 番 柳田裕平 経営も全部含めた形の改革チームというか、そういうのがあってもいいのかなと。

町長 畠山菊夫 ご質問によると第3者の考えなども。

1 1 番 柳田裕平 それも本当は後から第3者が必要であれば、やってもらいたいと今言おうかなと思ったんですが、その質問終わってから。

町長 畠山菊夫 すみません。同じようなご質問。

1 1 番 柳田裕平 第3者も含めてという形で結構です。すみません。

町長 畠山菊夫 そうすればはちらぼとは収益向上、福祉事業等真摯に向き合って参りますけども、また刻々と変化するマーケットの動きに合わせて、弛まない改革をして町民と向き合い状況に合わせていろんな声を聞くことも、重要とは認識しております。

ただ、一般論での経営はやはり困難であると思います。これまでの経験や反省点を踏まえながら頑張るって行かなければいけないと思っております。

1 1 番 柳田裕平 それでは次の項目に移ります。令和4年度の町助成金について、11月10日でございますが、議員互助会としてはちらぼと話し合う機会がありました。来年3月の令和4年度町助成金について、どのように考えているか理事長に尋ねてみました。

理事長からは、1,900万円程度に抑えたいとのことでした。

また、当日の説明資料では、令和5年度の町助成金についての考えも載っております。令和5年度の町助成金を、1,500万円台にするように令和4年度で体制づくりを

するとのことでした。

そこでお伺いしますが、令和3年度の実績、令和4年度の見込みからは、まだまだ町助成金が発生するということになりそうですので、令和4年度助成金をどのように考えていくのか、またこの助成金がいつまで続くのか、町当局の見解をお伺いしたいのですが。

- 町長 畠山菊夫 4年度の補助金額についての申請は、はちらぼさんからまだございません。ですので査定段階ではありませんけれども、新たな事業進出がない条件での収支政策、それに力を入れるとなると、徐々に減額して行きたいとは思っております。
- 1 1 番 柳田裕平 出来れば基本的な話ですが、その要望内容を丁寧な審査で適正な助成金をしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。これは当局のやっていることだと思っておりますが、ただちょっと言わせてもらえば、はちらぼとの慣れ合いの関係でなく、町当局としてのはちらぼに対する今後の方針を、はっきり示していただきたいと思っております。ただお金を出すだけじゃなくて、そういう形でこの後の目的とかそういうことをしっかりと町当局として作って、そういう補助金を挙げてもらいたいというのが私の考えでございますので、町長、どうですかそこら辺は。
- 町長 畠山菊夫 慣れ合いでどうのこうのということは私も考えておりません。厳しく対応はしております。しかしその中でもやはり尊重するところは尊重しながら、福祉事業との兼ね合いもありますので、そういうことも見定めて行きたいとは思っております。
- 1 1 番 柳田裕平 先程の話ですが令和4年度の見込みから、令和5年度の方の助成金まではちらぼさんは考えている訳ですね。と言うことは令和4年度で令和5年度の1,500万という額も出てましたけど、それを目標にしてやって行くというのは、ちょっと私としては甘いんじゃないかなと、目標にするんだったらゼロ円を目標にしてもらわないと困るんじゃないでしょうか。そこら辺町の方からも、もし出来たらそういう風な形でもっと発破かけてもらいたいと思っておりますがどうでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 さっきから柳田さんがおっしゃってます1,900万円とか1,500万円のお話しは、私聞いておりません。まあ甘いと言えはそう感じるんでしょうけども、当初やはり3年目からの自立計画の目標も、もしかしたら議員さんから見れば甘かったかもしれませんし、当局から見ても少しちょっと深く入ったのかなとも思っております。
- 1 1 番 柳田裕平 今、町長は聞いてないとおっしゃいますが、令和3年度の総会資料にこれは謳われております。令和3年度の今年の総会資料に載っております。町長も来てるはずだから、拝見してるはずですけど、それを見て私今申し上げたつもりでございます。はい、そういうことで次に移ります。今後に向けた見解について、町長ははちらぼについては町の将来に向けた必要な事業である、はちらぼは一生懸命頑張っている、内部のことははちらぼが判断することである、どちらかと言えははちらぼ寄りの発言が多かったように私は感じておりました。ところが、令和2年6月定例会の一般質問での答弁ですが、町財政負担が多くなっていることから責任を感じている、と言われていたようです。初めて町長からは責任という言葉が出てきた訳でございますが、今こそその責任を果たすように言葉だけでなく、実践で示していただきたいという私の希望というか期待でございますので、そこでお伺いしますが町行政のトップとして、この事業を今後どのようにして解決しようとしているのでしょうか。町民への町長と町財政の適正な運用など、町長の明確な見解をお伺いいたします。
- 町長 畠山菊夫 少しだけお話ししますけども、一日市商店街は町民の皆様の生活を支え、そしてまた情報の発信の場でもございました。商店街の活性化に向け議員の皆様からこれまで多くのご質問をいただきましたけれども、中々こう決定打がなくてこう大変申し訳なくは思っております。そうした中で第6次総合計画が30名の委員からなる、まちづくり計画策定審議会の答申を受け、そしてまた議会の承認をいただき、町の将来像を人と地域が輝く心豊かな協働のまちとして進めております。協働のまちづくりということで、初めてNPO法人が立ち上がって町に人の流れを、

大変難しい事業に挑戦したことは良かったと私はそう思っております。

また、活動場所として大川地区に近い上町商店街の中心十字路、あそこ4件全てが廃業で、特に東側の4件がアーケイドも含めまして危険な状態でした。

盆踊りの会場でもありますし、大会本部もございませんでしたので、今その役割を果たしていると思っております。

以前、中央線が工事するまで町にカルチャーセンターがありましたけども、これ町の皆さん大変休み安い、トイレもありますし会議も出来るところで、その役割も今はちらぼが担っている建物でございますけどもそういうことも担っていると思っております。

そうした中でも旅館の建物、これも危険な状態でありましたところ、町内の業者さんが取得そしてまた解体し、はちらぼ、上町商店街の駐車場として低料金で提供していただいたことは、本当に今までなかったことでもあります。

本当に民間の力でこれまで本当になかったことでありますので、良かったなと思っております。

コロナ禍の中で、独自の資金確保を行い、2年間に亘るv i v a活動これも展開して今年は1,650万円の事業を展開し、店舗経営者と町民の皆様との交流、また軽トラ市など地元農家の方々とも交流し、高齢化社会における地域コミュニティの活動にも取り組んでくれました。

ツルハ、薬王堂の進出はおそらく統計市場を調べて、町民の皆様の9割の方々町外で買い物をしている、そういう市場調査の基に開いたところだと思いますけども、一日市商店街ではございません。はちらぼも9割の挑戦へ同時にさせていただき、少子高齢化による生活困窮者はまた静かに増えております。

そうしてこの方々はなかなか迷惑をかけられないということで、なかなか手を挙げません。

当初目的でもあります高齢者買い物弱者へのアプローチもしながら、福祉分野における事業も頑張っていたきたいと思います。

本当に何遍も言いますけども、財政が予想外に掛っているということは本当に私責任を感じております。本当に申し訳なく思っております。答弁とさせていただきます。

11番 柳田裕平 今いろいろ町長の考えをお伺いしました。いずれにしてもやはりこの事業に関しては早急にいついつまでこうなりますという形を示してもらわないと、毎年毎年この繰り返しではとんでもないことになると思います。

その決断をやっぱり町当局でしていただきたいなと思います。区切りを付けないとやっぱりいつまでも続くと、これはもう政策ではなくなりますよね。いくら将来を見据えた事業であっても、そういうことを考えていただきたいなと思います。

出来ればですよ、この体制の中で出来るかどうか分かりませんが、私は第3者という機関をどっかで入れて相談してもらおうと、それをまず町の方に提言してもらおうと、いうことも必要じゃないかなと思います。

町とはちらぼだけでやってるだけではやっぱり外部の意見を入れないと、ちょっと間違った方向に行き兼ねないので、敢えて注文をつけておきます。

最後にちょっと私事ですが、新聞であんごまソフトが、非常にこう騒がれましたけども、良く聞いてみたら子どものアイデアを出しただけであって、はちらぼ内部で出てきたアイデアでもないような感じですので、私はこれはちょっとはちらぼが少し甘いんじゃないかなと、やっぱり自分達で考えたアイデアでそういう風にして行かないと子どものアイデアで喜んでいるような場合ではないと思います。

それともう一つ、はちらぼさんは町の社会貢献で一生懸命頑張っているという風に、私も聞きました。確かにそれはそのとおりです。

ただ私共の町の商工業者もですね、商いについては家族・生活を守るために一生懸命に頑張っているんですよ。だから、はちらぼさんにはもう一つ商いということを考えていただきたい、でなければあの商売では中々変わりようないですよ。

やっぱり商いになってもらわないと、と言うことを申し上げて、私の質問を終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。一般質問を通告に基づき、表題2題に分けて質問させていただきました。3月議会より一般質問においてワクチン、ワクチンと一般質問を続けて参りましたが、今回はコロナワクチンではなく、HPVワクチンというものを取り上げて行きたいと思っております。

私は秋田県若手政治家ネットワークという会に、数年前から参加させていただいてお

り、年に数回、若手秋田県議や市町村若手議員と共に、勉強会等を開催し交流も図っております。

1月4日にその会で勉強会があり、取り上げられたテーマがHPVワクチン、いわゆるヒトパピローマウイルスというワクチンなんでございますけども、いわゆる子宮頸がんワクチンの話題でありました。

子宮頸がんは年間で約一万人が罹患し、約2,800人が死亡しており罹患率・死亡数ともに増加傾向であります。

他の主ながんは死亡率が減少している中で、子宮頸がんは10%弱ではありますが死亡率が増加しているそうです。要因の一つとして考えられるのが、先進国の中で日本のHPVワクチンの接種率が断トツで最下位だという点です。

参考までに日本では増加している子宮頸がんですが、日本人のデータ的には16型が4割～5割、18型が2割、3割を占め、6割以上がワクチンを接種することで子宮頸がんになりにくくなる対象となるそうです。

私個人としても小学6年生の娘がおり、タイミングよく当局から案内が届いていたこともあり、その勉強会の内容は興味深く拝聴いたしました。

1月6日には約8年間に及ぶ積極的な勧奨が止まっていた期間に、無料で打てる時期を逃した女性に改めて無料で接種出来る方向で厚生労働省が検討しているというニュースがあり、その後の12日にはHPVワクチンの積極的な勧奨を再開するといった厚生労働省の発表がありました。

世の中の関心が高まってきている中で、自治体としてのこれまでの対応、それを受けての今後の方向性を議論出来ればと考えております。

まず今までの経緯から紐解いていきたいと思うのですが、いわゆる小学6年生～高校1年生、定期接種の対象ですね、へは積極的勧奨ではなかったにしろ、公費助成により無料で受けられる定期接種という制度が残っております。

この定期接種対象者に対して、今まで個別通知をどのように差し出していて、対象者に対してどの位の接種者がいたのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。ワクチン接種の個別通知について、積極的勧奨が一時的に中止となつてからは差し控えておりましたが、厚生労働省の通知に基づき令和2年10月に小学校6年生から高校1年生までの対象者97名に対して通知しております。

また、今年4月には、新たに対象となった小学校、新6年制14名に対しても通知しております。これに対する接種率は6.3%となっております。

2番 小柳 聡 6.3%というのはこの令和2年の10月からの合算が6.3%という認識でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員のご質問にお答えします。今、小柳議員がおっしゃられたとおりでございます。

2番 小柳 聡 今確認したところではまずは97人に14人、110人程度に対して6.3%ということは7、8人程度というところでないかなと思います。

これは積極的勧奨が止まっている期間に関して見れば、1%以下というところがまず全国的な平均でございましたし、それよりはまずちょっと上りつつあるのかなといったところが印象でございます。

それでは参考までに、この通知に関して予診票を入れていたのかというところをお伺いさせていただきます。

保健課長 加藤宏 予診票については、積極的勧奨ではないということで、入れてなかったと認識しております。

2番 小柳 聡 実は私の娘にも送られてきたものに、予診票は入っておりませんでした。ここからちょっと続けていけないんですけども、個別通知に関しては対象者が県内自治体でバラツキがあるといったところも指摘がありました。

それはまず小学校6年生だけに出すとか、今回で言えば令和3年に小学校6年生、一回令和2年度に出した方以外の小学6年生に対して出していた、というところをちょっ

と確認しましたけれども、ここで当局としてこの数値、現状をどのように判断して、厚生労働省がHPVワクチンの積極的勧奨を再開したこのタイミングですね、これを契機に自治体として現状の対象者に対して、どの位今まで以上のアプローチをしていくか、というところをお伺いしたいと思います。

個別通知一回送っていたと思うんですけども、再度、定期接種対象者残りの方に対して案内してはどうか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員のご質問にお答えします。機会を逃しました学年の子供については、厚生労働省の方でも、再度、通知の方を検討しているところがございます。その方針に従いましてこちらの方でも改めて通知の方を考えております。以上です。

2番 小柳 聡 今はですね実は令和2年度に97名と14名で、未接種の方に対する個別通知の再通知をちょっとお願いしたいといったところだったんですが、それについて予診票を結局予診票を入れないで送るということは、結局また予診票を取りに行くというちょっとワンクッション置かれてしまうので、これ積極的勧奨が再開したというタイミングで、今の定期接種の小学校6年生から高校1年生までですかね、そこに対して予診票を入れて再通知をしていただけないかなというところをちょっと聞いているんですが、ちょっとそこに関してよろしいでしょうか。

保健課長 加藤宏 ただ今の質問につきましてですが、あくまでも厚生労働省の方針に従いながら進めていきたいと考えております。

2番 小柳 聡 じゃあ続けて参りたいと思います。積極的勧奨の差し控えがあったことから、2000年度以降生まれの世代は極めて接種率が低いというデータがあります。

差し控えに至った経緯も副作用の話題が大きく、マスコミ等に取り上げられた事実もあることは否定いたしません。

ただそれでも副反応の訴えと症状に関しては多くの医師が懐疑的に感じており、元々その世代に多い症状がワクチンにより顕性化したという意見や、関係のない症状の紛れ込みではないかという意見もあります。

WHOは不十分な根拠によるHPVワクチン中止は真の有害な結果を引き起こす、と日本を名指しで三度も非難をいたしました。

新型コロナワクチンの実績もしかしりですが、私個人としてはワクチンで救える命やがんを免れる割合を考え、ベネフィットとリスクを比較した場合に明らかにベネフィットを優先すべきと考えます。

そんな中で、無料接種を逃した人を救済する動きが本格化してきました。現在の高校2年生から20代半ばの女性は無料で接種出来るという情報を知らないまま、対象年齢を超えてしまった方がたくさんいます。

今そういった方々を救済しようと国の動きを待たずに独自に救済に取り組む自治体も見え始めてきました。

世界的に需要があるワクチンであり、日本が積極的勧奨の再開、さらにキャッチアップが進んでいくことで、今後10年は世界的にもこのHPVワクチンというのが供給不足になるとも言われております。

そういったことも踏まえて、自治体として積極的に推奨を促すか、若しくは選択肢としてしっかりと周知をしてほしいと考えます。

そこでお尋ねしたいのが、いわゆる定期接種を逃した方々を救済する、いわゆるキャッチアップというものを、当町としてどのような方針でいくかというところがございます。

そこでお伺いしたいのが、国の方針に出来る限り準じていくのか、はたまた様子見をするのか、または独自に間口を広げていくのか、という視点でお答えをいただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 先程の未接種の定期接種対象者へのご質問ございましたけども、国では2013年以降止まっていた積極的な接種を、再開することが決定しましたが、再開の時期やこの8年間で定期接種の対象年齢を過ぎた方への対応との検討を進めてることとしており、その動向を見かねながら対応して参りたいとは思っております。

そこでただ今のご質問でございますけれども、定期予防接種であることから国の方針

に沿って進める予定としております。

- 2番 小柳 聡 国の動きが見え始めたというところでございまして、この件に関しては各自治体がある程度、来年度予算に国の動きを待たずに、各自治体でちょっと助成していこうよという流れが出始めてきているという風にも伺えます。  
これは来年度予算のことで、いろいろ他で少しずつ見え始めてきています。自費で受けたらこれは3回接種で5万円程度掛かると言われておりますので、出来ればですねこういったものに、来年度国の動向も見ながらというところですけども、もしこういった動きが少しでも加速化するのであれば、ちょっと前向きに考えていただきたいなと思っていただいております。  
実はこのHPVワクチンは男性にも効果があると謳われております。性交渉によってHPVワクチンは拡大することから男性も接種することでより効果的になるそうです。中咽頭がんや肛門がん、陰茎がん等にも予防効果があるそうです。全額とはいわないまでも男性への接種への助成制度などを設けることで、自治体として先駆的な取り組みをしていると注目をされるかもしれません。  
そこで男性向けのHPVワクチン接種助成も検討いただけないか、というところもちょっと流れとして伺います。
- 町長 畠山菊夫 確かに男性に対するワクチン接種は有効かとも思います。ただ、公費助成の制度はなくて、自身もおそらくかなりの負担になると思います。任意接種でもあることから、今、町単独での助成は考えておりませんが、ちょっとこの辺も勉強してみたいと思います。
- 2番 小柳 聡 はい、答弁有難うございます。これは実はまだ費用は女性の方の子宮頸がんの方は結構データの揃っているんですけども、男性向けの方は費用対効果を実証するにはまだまだ呼び点が少ないというのが実情でございまして、でもただがん予防ワクチンというものが少ないというのも現実であるので、需要は今後間違いなく増えるものと私自身は認識しておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。  
最後にワクチンの接種体制について伺います。  
現状ではサーバリックスこれが2価と、ガーダシルこれが4価と言われておりますが定期接種で選択できます。シルガードこれ9価と言いますが、使用出来るようになれば選択肢も広がるものと考えます。  
現時点では2価と4価が定期接種の対象となっておりますけども、当地域でHPVワクチン接種を希望する場合に、医療機関としてどのような選択肢が身近にあるものでしょうか。近隣の医療機関でHPVワクチンに対応している医療機関を、これ2価と4価に分けてお知らせいただきたいと思っております。
- 町長 畠山菊夫 近隣市町村でワクチン接種が可能な医療機関は、産婦人科、小児科、内科等が多数あります。  
また、2価、4価の種別ごとの実施できる医療機関については、接種希望者自身が医療機関へ問い合わせた上で、確認していただくこととなっております。
- 2番 小柳 聡 医療機関の名称とかはちょっと、ということですね、はい分かりました。  
前述したようにこれは間違いなく需要は高まってくると思っております。地域で対応する医療機関が増えてくるのが望ましいと考えます。これは実は今の時点である程度接種率は少しずつここ2年位前からやっぱり上がり始めてきています。  
一気に増えてくると私は予測しておりますので、地域ニーズの高い医療機関へはちょっと病院名は伏せますけども、積極的な取り扱いを行政からもお願いしていただきたいと思っておりますけども、ここについてはいかがでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 湖東厚生病院とかWeb会議でいろいろありますので、その場でちょっと質問させて良い方向に向かせていきたいと思っております。
- 2番 小柳 聡 このワクチンの重要性を訴えて参りましたが、ワクチンだけが良いと伝えたい訳ではございません。健診とセットでより効果が上がるものと考えます。  
子宮頸がんを罹患しこれが更に悪化した場合、女性としての人生の選択肢というものが減る可能性もございまして、転移すれば命の方にも影響がございまして。  
多くの方に情報を正しく理解していただきたいという願いで、この一般質問の場で取り上げさせていただきました。  
また、国の方針や県の動向などで動きがあった場合は、再度取り上げて参りたいと思

います。ということでまず1問目は終了させていただきます。

次に、新庁舎で生徒議会をというタイトルでございます。

中学生が総合学習で考案した「あんごまソフト」が大ヒットしました。その中学生に10月30日に開催された一夜市のステージへ登壇してもらい、誕生秘話等を発表していただきました。

また、小学6年生も総合の時間で町づくりをテーマに学習し、いろいろなアイデアを役場の総務課職員に提案してきたことを発表会で披露しており、子ども目線で考えられた施策にほのぼのしさも感じました。

こういった社会教育は町政に関心をもつきっかけにもなりますし、何よりも将来この町を背負ってくれる世代の皆さんが、どうしたら自分が住んでいる町が元気になるのかと真剣に考えてくれているのが、我々世代にも伝わり大変素晴らしいものであったと考えております。

このような流れをもう一歩具現化していくために、新庁舎になるタイミングでもある来年度は、そういった総合学習の成果の場としてでも、体験プログラムとしてでも結構ですが、新たな議場で「生徒議会」を開催してはどうかと考えます。

実際に町政が議論されている場を生徒が体感することで、今までと違った角度で新たに感じられるものが少なからずあるものと考えます。

事前の質問作成には我々議員が数名手伝って、模擬議会には実際に当局の皆さんに生徒が考えた質問に答弁をいただく形がベストではないかと考えております。

素晴らしいアイデアが出たら採用し予算化する、という文言を入れていただければ、町づくりへの意識もさらに醸成するのではないかと期待するものです。

そこで生徒議会を体験学習として盛り込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣

小柳議員のご質問にお答えします。

平成29年3月議会におきまして、子ども議会についての提言が加藤議員からありました。その時と同じような答弁になりますが、ご理解いただきたいと思っております。

平成16年12月9日に、八郎潟中学校模擬議会が開催されております。当時の中学校2年生が、総合的な学習の時間で企画したもので、生徒17名が議員役となって進められました。

町長が行政報告を行い、一般質問を福祉班、環境班、観光・商工班、自治班の代表が行い、町長が一つ一つに答弁しております。

議員役以外の2年生は改善センターのスクリーンで議会を傍聴し、模擬議会終了後に2年生全員が各班で話し合いを深め、町長と議員の方々からアドバイスをいただいて、総合的な学習を終了する流れであったようです。

ちなみに、その時の模擬議会での一般質問の内容を紹介しますと、福祉班からは外国人の人々のイベントを町民で行い親睦を深めては、八郎潟町を住みよい町にするには、子供たちにとって安全な町を作るには、の3点、環境班からは月に1回、町や山をゴミ拾いをしてほしい、馬場目川周辺のゴミ拾いをしてほしい、生活排水に税金をかけてほしい、の3点、観光・商業班からはお菓子コンテストを開催して「町のお菓子」をつくり空き店舗を利用して販売してはどうか、浦城にまつわる物語の絵本を作成して、県外の施設に置いてはどうか、の2点、自治班からは町の防犯、住民と警察の連携について、の1点などとなっております。

議員の質問の中に、中学生考案の「あんごまソフト」のことがありました。似たような例として、平成26年度の小学校6年生が考案し、つくし苑に協力依頼した「はちろうサブレ」を修学旅行中、仙台駅で販売したという実績もあります。

総合的な学習の時間の学習内容については、生徒が主体となって学校が独自でカリキュラムを作成します。

もし、学校から模擬議会を体験したい、させたいという計画が出てくれば、教育委員会としても支援していきたいと考えております。

2番 小柳 聡

平成26年、議会で「はちろうサブレ」の話題がでましたけども、私もちょっとそれ同級生の子供もいたので、結構記憶に残っております。

やっぱりお菓子コンテストとか浦城の絵本とか、今まで我々の大人では考えられない豊かな感性が反映させられることにもなるのかなと思います。

一応学校からそういう要望が出たら、支援して参るという話でございますけども、参考までにじゃあ学校から話題がでたら、教育課として判断して、当局の方にも相談するといった形でしょうか。

教育長 江島廣 お答えします。いずれ学校のカリキュラム内容につきましては、カリキュラム教育であろうが、総合的な学習の時間であろうが、その内容については学校が判断することです。計画もそのとおりになっております。

そういう議会を何とか中でやらせていただきたいという願いがあるのであれば、私の方でも支援していきたい、議会と当局と相談しながら進める形になっていくという風に考えております。

2番 小柳 聡 有難うございました。来年度は新庁舎になるタイミングでもありますし、子供達にとっては、庁舎を別の形で角度で体験出来ますし、父兄や関係者にとっては庁舎を別の形でPR出来る知れる絶好の機会にもなり得ると思いますので、是非前向きに考えていただきたいと考えます。

3月には学校の年度計画も作り上げられるタイミングだと思いますので、今回のタイミングで取り上げてみたのですけども、新庁舎に変わったことで町も何かしら変わったと町民の皆さんに思われるようなことを、生徒議会の発想に留まらずに、共に考えて行きたいと思っております。

そこでこの話の延長線で、教育関連で放課後子ども教室について、最後に一点質問をさせていただきます。

これは小学1年生父兄からの相談でございましたけども、文書にて11月2日の放課後子ども教室の中止の案内が届いたそうです。ただ実際にはその後の連絡はなく、その日の放課後子ども教室は実施され、子どもの帰りが遅いことに、父兄の皆さんは心配したそうです。

また、過去には逆のパターンもあったとのこと。放課後子ども教室に合わせて仕事のシフトを組む人もいれば、時間に合わせてお迎えを他の家庭に頼んでいる父兄もいるそうです。

この開催に関して直前になっての変更というのは、そのような観点からもあまり好ましくないと考えますけども、もちろん直前の変更は止むを得ない場合は、きちんとタイムリーに連絡を取れる体制があってこそとも考えます。

まずこのようなミスマッチがどうして生まれたのか、というところをお伺いさせていただきます。

教育長 江島廣 はい、お答えします。1点目の11月2日の件については、担当から講師の都合で中止する案内を出しておりました。

前の週に講師の都合が解除されたので、2日は開催出来ることを講師の方から児童に対して連絡したそうです。

このことについて教育課担当に実施するという連絡がなかったために、改めて保護者への連絡をしなかったという事案です。

2点目の逆パターンについては、講師の都合で開催できないことを、担当が忘れて保護者に通知していなかったことが原因の事案です。

どちらも担当と講師との連絡調整の人為的ミスによって起こった事案であります。連絡の不徹底が起これば、関係児童や保護者には大変ご迷惑をおかけしました。

今後このようなことが起こらないように、気配りしながら事業を進めて参りたいと思っております。

ご迷惑をおかけした保護者の皆様には、こころからお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

2番 小柳 聡 実はこれ通告を差し上げてから、11月30日これの4時間授業で学校が早く終わる日でございましたけども、その日もちょっと連絡がなくて、前日に保護者が教育課に確認をして、その後休みになったと連絡がきたそうでございます。

放課後教室に関しては、教育委員会の方に日程に変更がある場合には、事前に学校に連絡をいただくことで、そういった問題も解消出来ると考えますけども、どちらも受け身の姿勢でそれが出来てないとなれば、学校と教育委員会の連携が出来てない例となってしまうのではないかと考えますので、どちらかが主導権を取らなければいけないのではないかなと考えております。

その場合、どちらが主導権を取って進めていくか、というところを確認させていただきます。

教育長 江島廣 今、後でご指摘の部分につきましては、私共が反省しなければいけないのは、学校が時により授業が午前中で終わると、突然発生する場合がございます。その時の状況につきまして、把握出来ていない部分が担当の方であった、これが事実でございます。

ですので今後は、学校の方とも行事とその他照らし合わせながら、放課後子ども教室年間の計画出てる訳ですけども、変更がある場合の確認を再度詰めてですね、保護者の方に担当から連絡すると、講師の方はあくまでもお願いされた先生でございますので、事業そのものは教育委員会事業でございますので、担当の方から連絡ミスがないようにしていきたいと、そういう考え方であります。

2番 小柳 聡 それではまず学校が早く終わるとかそういった場合には、担当の人から連絡がいくような形にさせていただいて、担当から保護者の方にも連絡体制というものが、文章で間に合わない場合は、こうメールとかあってもいいのではないかと思いますけども、そこはどうか。

教育長 江島廣 連絡につきましては、電話あるいは急な場合はですね文章で間に合わない場合は、電話等でその曜日の実施する学年の保護者の方には、連絡するように努力します。

2番 小柳 聡 以上でまず質問は終わるのですが、ちょっと最後に生徒議会のところもう一回最後にだけお伺いしますけども、学校から要望が出たら支援するということもそうなんですが、教育委員会と学校がこう議会からこういった話が出たのでどうか、というところは考えていただけないのでしょうか。そこだけ。

教育長 江島廣 学校の方にですか？

2番 小柳 聡 学校の方に、教育委員会で議会の方からこういった話題が出ましたということ、学校の方にお伝えいただくというのは。

教育長 江島廣 学校とこの事業はですね、学校とは関係ない事業です。教育委員会事業です。

2番 小柳 聡 この話題は終わりました、生徒議会の先程の学校から出たら支援するといったお言葉をいただいたと思うんですけども、生徒議会に関して議会からこういったことがありましたというところを、学校の方に共有していただけないでしょうか。

教育長 江島廣 議会におきましてこういうようなご提言もありました、という風なことは提言しますけれども、強くやりなさいということは、私の方からは言えない立場であります。ですのでこういうような形で今まで子どもたちを体験させる、あるいはさせたい、会議をするのも、そこ辺りにあってもそういうのがございましたということは、こっちの方で話しておきます。

2番 小柳 聡 すいません。ちょっと煩わしい質問でちょっとご迷惑をおかけしましたけども、言いたい言葉がいただけました。以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き、会議を再開いたします。  
次に、6番 京極幸村君の一般質問を行います。6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。本日は2つのテーマで一般質問をさせていただきます。  
まず1つ目は、より良いスポ少・部活動にむけてというテーマで質問をさせていただきます。教育活動の一環である部活動が、子供たちに与える影響はとても大きいものです。日々の活動では指導者の教えを基に成長する喜びを感じ、努力によって得られる価値や尊さを知り、自分との対話により時に悩みながらも、心身ともに成長していきます。大会などを通じれば、自分達で設定した目標に向けて、一生懸命に取り組む姿勢や熱い想いを懸けて挑戦するということが、何よりもかけがえのない経験であり、子供たちの最も強い思い出の一つとして残ります。  
この部活動での経験が人生に大きな影響を与えるであろうことは、多くの大人たちも経験してきたことと思われまます。  
八郎潟町はオリンピック記念会館や弁天球場、テニスコート、町民体育館等をはじめ多くの体育施設があり、施設面としては充実しております。

またその利用状況も活発であります。スポーツが盛んな町であるということは間違いありません。

町民のスポーツに対する関心が高い背景には、皆さん自身が学生時代に部活動に励まされた経験が根本にあるのではないかと、そう思っております。

しかし、部活動の在り方が全国的に見直されたことに伴い、我々大人が経験してきた部活動の環境が今では大きく変わっております。

中でも最低週2日の休養日と、平日は2時間以内という部活動の制限が、一番大きいものではないでしょうか。

この活動時間の制限については、子供たちの為にということを考え抜いて作られたものであり、遵守しなければならないものであります。大事なのは、この制限の中で子供たちにより質の高い環境を提供することです。

私が調べたところ、現在、八郎瀧中学校では夏時間は4月から9月の期間で午後6時半完全下校、冬時間は10月から3月の期間で午後6時完全下校となっております。

小学校のスポ少でも多少異なる部分があるものの、季節に応じた活動時間が設定されております。

そこでご質問させていただきますが、この夏時間と冬時間が生まれた理由、また期間の設定理由を教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 京極議員のご質問にお答えします。

中学校の1年間の教育活動、特に、部活動においては3年生の集大成である6月開催の夏季市郡総体に向けての活動が一区切り、続いて県総体に向けての活動と東北・全国大会に向けての活動で一区切り、一通り終わって新人戦つまり9月開催の秋季市郡大会までが、活動の一区切りとなっております。

本町小中学校は2学期制をとっており、2学期の始業は衣替えの時期10月スポーツの日を含んだ3連休の火曜日からと、学校管理規則に示しております。

丁度そのころから、気温が下がって寒さも増していく冬場へと向かいます。放課後の活動は2時間程度と定めており、生徒の健康管理と安全な下校を促す意味からも、気候の変化とともに、日暮れが早くなる時期に合わせ、冬時間を設定しているものと思います。タイミング的には、学期の区切りと同じ時期となっております。

6番 京極幸村 ご答弁いただき有難うございます。この時間、特に冬時間の設定時間により、一つの問題点として、外部指導者が指導に行きづらいという側面があります。

八郎瀧町は町外で仕事をしている町民も多く、ほとんどの会社が夕方5時以降に定時退社となれば、移動時間も含めると、6時完全下校の部活動には行けない、帰宅して部活に行く頃には、もうすでに部活が終了しているという現状があります。

今回の教育振興大会でも、外部指導者の確保が課題として上がりましたが、現在の完全下校時間の設定が外部指導者の確保にも影響を与えている可能性が憂慮されます。

そこでご質問させていただきますが、現状この外部指導者の確保という課題に対して何らかの対策をお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

教育長 江島廣 お答えします。取り敢えず、今年度の懸案事項となっていた卓球部については、校長が卓球協会にお願いし、卓球部員が町の卓球教室に参加して指導していただく形をとっております。

また女子バスケットボール部については、外部指導者が見つからず、保護者の要望もあって、教頭に管理職業務以外に部活動指導も併せてお願いしているところです。

最近の一部の保護者の考え方に、昔と違って指導者に対する違和感を訴え出ることがあり、せつかく条件にあった外部指導者を協会側から推薦したとしても、快く受け入れてもらえないケースもございます。

教育委員会としては、人事作業段階で部活動指導のできる教員の配置を考慮に入れているわけですが、競技によっては人材確保に難儀しているところです。

令和4年度には、教育行政の重点事項の一つに掲げ、令和5年度から段階的に進めることになっている日曜日と祝日のスポーツ活動の在り方、学校がかかわらなくともよい運動部活動の構築について、地域が請け負う方向性を見据えることと併せて、現在の外部コーチなども含めた方策を探っていきたいというように考えております。

6番 京極幸村 部活における指導者問題が非常に難しいということを理解しました。またその他にも冬時間における課題として、保護者による送迎の問題もあります。町外で仕事をしている保護者も、やはり夕方6時の下校時間には間に合わないことも

多く、また、雪が降ると移動時間がさらにかかるため、夏場よりむしろ冬場の方が早い下校時間に対応し辛くなっております。

先程の外部指導者の課題対策と含めて、完全下校時間の後倒しも視野に入れて保護者送迎という課題へのアプローチを考えるのも如何かと思いますが、この件についてのご所見をお伺いいたします。

教育長 江島廣

議員の提案はよく理解できますが、部活動指導には外部コーチだけの問題ではなく、担当の教職員にもかかわりが出てきます。

中学校教員の職務がブラックだという指摘の根っこが休日・祝日等の指導や遅くまでの部活動指導と言われております。

ここ2・3年、教員の働き方改革が提唱され、業務の見直しを図ってきておるところです。併せて部活動の在り方についても、時間外勤務を縮小させる観点から、見直しを図っているところです。

下校時間をさらに遅くすることは、この施策に逆行する形になるという風に考えております。

6番 京極幸村

はい、ご答弁有難うございます。私自身も現在、八郎潟中学校男子バスケットボールの外部指導者として携わっておりますが、学校終了後に速やかに生徒たちは準備をしたとしても、必ずしも4時になったら練習を始められる訳ではありません。

学校行事や居残り等で遅くなる生徒もいます。先日、4時40分頃に体育館に行ったところ、卓球部は部員1名が練習の準備中、女子バスケ部は2名で、男子バスケ部は4名で準備運動を始めた段階でした。

各部活の部員が揃って練習を開始したのが5時過ぎです。片付けも含めての6時完全下校となっているので、実際に子供達が競技に打ち込むことが出来たのは1時間とありません。

現在、本町の子供達はそのような環境で部活動に取り組んでおります。子供達ももっとその競技に取り組みたいと思っても、都会と違ってスポーツクラブやスポーツスクールの選択肢もほとんどなく、子供達の競技への熱量を受け止める場所が、現状、部活以外にはほとんどないのではないのでしょうか。

そこで追加でご質問させていただきますが、このような子供達の溢れ出る競技への熱量に対する受け皿として、町では例えば体育施設を無料開放の拡大等、何らかの対応をすることは可能でしょうか。

教育長 江島廣

一応教育委員会としては、無料開放日が土曜日の夜とかっていうことは決まっておりますけども、あと他は大体7時過ぎからの各いろいろな種目の団体さんが入っておりますので、無料で開放出来る施設はそんなにある訳ではございません。

ただ、議員がおっしゃる実情と言いますか、学校内の実情、部活に参加する行ける時間帯と言いますか、そこ辺りは学校の方にもお願いをして、なるべく授業が終わったら放課後の部活の活動の方に、素早く行けるような体制をお願いして参りたいという風に考えております。

昔、私が現役の頃はですね、高校の時もそうでしたけども、ほとんど外部コーチの方に各部活の指導をお願いしてございました。

ですので外部指導者のことを考えて、まず授業が終わったらすぐに練習会場の方に移動するように、各監督さんの方には発破を掛けてやるようにという風に指導しておりましたけれども、なかなかそういうのは長続きしなかったりする部分がありますので、そういう面を少し学校の方でも促してもらって、という風に思っております。

6番 京極幸村

有難うございます。例えば、体育施設の無料開放についてなんですけども、現状の例えば町民体育館を例に挙げますと、月曜日は休館日となっていてそれ以外はほとんど埋まっているかと思えます。

もし、その体育施設をもっと使用したいという要望が多いようであれば、月曜日の休館日を開放日に充てることなどは、検討可能なものなのでしょうか。

教育長 江島廣

月曜日は一応休館日となっておりますので、いわゆる社会体育の管理人さん達はその日は無しということになっておりますので、ですと管理者がまずいないという無料開放した場合には、自由に行って自由にやって帰って来る、とそういうことになりますので、そこはちょっと無理なことかなと、ただ月曜日の使用については、部活の方には依然私が女子バス持っていた頃もそうですけど、空けておくことはないの担当の先生とかあるいはコーチの方がしっかり付いて、管理をしっかりして練習はさせていただいておりました。

そういう点での部活指導につきましては、そこは使っても構わない状態にはなっております。

6番 京極幸村 はい、有難うございます。先程、教育長のお話しにもありましたとおり、今後、教員の労働時間削減対策などにより、部活自体がさらに縮小されることも考えられると思います。しかし根本的に教員の労働時間削減のしわ寄せというのが、子供達に及ぶとあつては教育期間として本末転倒な部分もあるのではないかと個人的に思っております。しかし、教員の労働時間削減というのも非常に大事な問題であります。そこで部活動を学校から地域活動へと移行していくというのが、流れとしてもありますがこの部活動の地域化というのを、国や県の指示を待たずに、町独自で取り組んで行くことは可能でしょうか。

教育長 江島廣 現在、地域への移行ということで、県内でも能代市とか羽後町とかが指定を受けましてその状況の確認のためにまず研修中でございます。私方、教育長会の中でもそういうような状況をよくお聞きして、どのような形で進めれば一番いいのか、というようなことを探って参りたいと思います。いずれ国の視察で部活動指導員とか、そういう風な名前の方々がおる訳ですけども、本町では部活の指導員については、活用しておりません。いずれ部活動指導員になりますと、会計年度職員的な扱いとなりますので、そうした場合にしかも今のところは各学校最高上限が3名までというような形、県の施策になりますけども、いずれ国3分の1、県3分の1、町3分の1の負担というようなことで、3名程度だけはなっています。どこの学校の実態見ましても、特殊な競技、いわゆる普通一般的な部活でない例えば危険な機械体操とかってあった場合は、完全に専門の人が教えないと、先生方ではとても教えること出来ないのも、そういうものそれから輪を回してやるようなバトントワリング的ないろんなそういう特殊な競技について、部活動指導員をお願いする学校は多々あるかと思えます。本町はそういうような競技はありませんので、問題は学校に出来るだけ足を運んで指導して下さる方を探してお願いして行くと、あともう一つの課題として地域移行は土日の形になりますので、ただ普段の部活動と土日の活動が、ある程度接点を持たないといけない訳です。完全に土日は別物でやるということじゃなくて、連携しながら同じような指導が出来ればなというのが一つの目標でございます。ですので学校の指導者それと外部指導者、コーチ、それと部活動指導員的な考え方の基です、連携させて学校としてどれが一番有意義なのか、子供たちにとってどれが一番有意義な活動になるのかということ、来年度一杯かけて探って行きたい、それが教育課の一つの課題となっております。そこ辺りの運用の動き方をよく見ていただいて、具合が悪いところがありましたら、またご提言いただければ有難いと思えます。併せまして、何とかバスケット男子の方の指導引き続きお願いしたいと思えます。

6番 京極幸村 教育長の答弁から町の方でも凄く良く考えてくれているなと感じました。有難うございます。しかし、この時代の移り変わりの谷間の世代の子供たちが損をしないように、やはり我々大人が、子供達のスポーツ環境をしっかり考えて整備して行かないといけないと思えます。本件での一般質問は終了させていただきます。それでは2つ目の質問に移ります。ホームページ更新の進捗状況についてお伺いいたします。今年の3月議会の中で町のサービスの周知を、というテーマで一般質問をさせていただきました。その際に、ホームページの更新について検討を進める、というご回答をいただきましたが、本件につきまして現在どのような状況といるのか、その進捗状況をお伺い致します。

議長 伊藤秋雄 島山町長。

町長 島山菊夫 京極議員のご質問にお答えします。町ホームページのリニューアル業務については、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断して受託者を選定することから、公募型プロポーザル方式により、令和3年10月12日付けで、アキタネット・フューチャーイン共同企業体と契約を締結しております。リニューアル業務は、令和4年3月18日までを履行期間とし、アクセシビリティとユーザビリティに配慮したサイト設計、デザインの構成作業や既存ホームページのコンテ

ンツ移行作業等を順次進めているというところでございます。

6番 京極幸村 ご答弁有難うございます。ホームページリニューアルの事業者も公募型プロポーザルにおいて選定されたということではありますが、今回のこの公募にはどれ位の応募があったのか、またその中でアキタネットフューチャーイン共同事業体を選定した理由はどのようなものであったのかお伺い致します。

町長 畠山菊夫 公募型プロポーザル方式による事業者の公募には、3社の応募があり、事業者概要や導入実績・企画提案書等の書類審査となる一次審査を経て、全社がプレゼンテーション審査となる二次審査へ進んでおります。  
二次審査では、アキタネット・フューチャーイン共同企業体が他社に比べ、改善点を細かく分析し、具体的な提案があり、また、高齢者や障がい者にも優しい高いレベルのアクセシビリティを確保し、デザイン性も高く評価されております。  
これらを踏まえ、総合的に審査した結果、アキタネット・フューチャーイン共同企業体が優先交渉事業者を選定されております。

6番 京極幸村 一点だけちょっと確認させてください。私このアキタネット・フューチャーイン共同企業体をインターネットで検索かけたところ、株式会社アキタネットというところが出てきましたが、これは同一の事業体でしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。今回につきましては、議員言われましたアキタネット株式会社と、フューチャーイン株式会社という2社の共同企業体で、プロポーザル方式に参加しております。

6番 京極幸村 はい、ご答弁いただき有難うございます。  
次の質問に移らせていただきます。ホームページの更新は現在のものからいくつかの改良点を見越していることと思います。新しいホームページは具体的にどのような改良を目指しているのかをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回のホームページリニューアルは、アクセスのしやすさや情報のわかりやすさの向上、リアルタイムでの情報提供など、より町民の生活に寄り添ったリニューアルを目指しております。  
現在のホームページと大きく変わる点は、高齢者や障がい者も含め、利用者が必要とする情報に5回程度のクリックでたどり着けること、職員によるコンテンツの作成・更新が容易になること、災害発生等の緊急時でも迅速に情報提供ができることなどでございます。

6番 京極幸村 はい、有難うございます。株式会社アキタネットを私調べた時に、その会社が手掛けた先に秋田市のホームページがありました。  
ここには市民の声という項目で、地域住民の声を拾い上げるシステムがあります。そしてその地域住民からの質問や要望に対する、市側の回答を誰でも見れるような形で載せております。  
こういったシステムがあれば、当局としてもより広く地域住民の声を拾い上げることが出来るほか、地域住民にとっても当局の考えを理解しやすくなるとともに、より町政に関心を持つことに繋がるかと思っております。  
そこでご質問させていただきますが、八郎潟町にもこういった地域住民の声を拾い上げ、またそれを公表するといったシステムを導入することは可能でしょうか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。いずれ先程の町長の答弁にもありましたように、現在のホームページの改善点をなるべく良い方向にするというのが、このリニューアルの目的でございます。  
議員言われましたような住民からの声につきましても、当初、プロポーザルで事業者選定した際、その事業者と詰めた打合せをする訳ですが、確かにその機能もございました。

今回、本町の場合のリニューアルにそれを取り入れるかどうかは、この後また詳細についていくこととしております。それ以外にも今のホームページにないものを、いろいろ取り上げていくことも予定してございます。

6番 京極幸村 今の答弁の中にありました、今のホームページにはない新しい機能というのは、どういったものを想定しているのでしょうか。大体で。

総務課長 村井健一 これはこの後まだ業務期間がございませうけども、例えば外国語翻訳ですとか、音声読み上げソフトの活用、後はいろいろありますけども、イベントカレンダー今もございませうけども、もっと使い易いイベントカレンダーを活用したりですとか、後、施設の案内マップ、各町内の施設をマップ化したところに、すぐ施設の概要が分かるように等々色々まだまだございませうけども、そういうような感じです。

6番 京極幸村 今の総務課長のお話を聞きまして、新しいホームページが出来るのが、私自身楽しみになってきました。  
最後になりますが、ホームページの更新により、利用者の利便性の向上はもちろんのこと本町が様々な制度を用意していることや、イベントや案内マップ等によって町の情報が伝わるということは、町の魅力のPRにも繋がることとなります。  
是非、そういった観点を持ち続けて、利用者にとっても良いものを作り上げていただきたいと思ひます。  
以上で私の一般質問を終了させていただきます。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。  
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。大きくは2つの通告をさせていただきました。その前に今回の質問で100回を超えました。歴代の町長さんそして当時の職員の方々が奔走してくれましたことに心から感謝をしたいと思います。有難うございました。  
そして質問の前に、北海道の礼文島から利尻、沖縄を除いて全部の県に訪問しております。驚いたでしょう。何でそんなに時間あると言われましたけれども、この日からこの日まで4日間ある、4日間あれば何処々に行けるということで、すぐフェリーに予約を入れます。  
そうすると直江津から乗ると博多まで一晩で行ってきます。質問の前に例を挙げるといいましたけども、直江津から博多に上がってそして諫早湾の干拓を見に行きました。びっしり鍵が掛った城門があって、塀の中を覗くことが出来ませんでした。干拓で有名な秋田県の八郎潟から来たんだよ、何で見せてくれないのとそう言いました。  
そしたら北海道から来ても八郎潟から来ても、ダメなもののはダメだと一言で追い払われてしまいました。  
まんまり積に触るものだから、心旅の火野正平さん、心旅で火野正平さんが長崎の場面が出ましたので、NHKの長崎に手紙を出しました。事の次第を書いてそして全国に流してください、という風な内容で手紙を書いたら、内容が悪かったのか、追い払われたということを書いたのが悪かったのか、没で放映することが出来ませんでした。  
それからもう一つ、森吉山ダムが今立派に出来ています。あのダムの工事中の時に森吉山荘に行きました。そしたら日曜日でしたので甚平さんを着た男の人が、目の前で弁当を広げました。  
どっから来たというから、八郎潟町から来ましたって言いました。そしたらその方は私は広島なんだけども、秋田県には凄く縁があるんだ、このように言われました。  
そしたら一番最初に派遣されたのが、八郎潟の干拓だったんだそうです。そして地球の裏側まで行って来て、今最後に定年前で森吉ダムの工事これが最後の仕事だと、このように言っていました。  
そして当時の干拓当時の話、三倉鼻からそれからポンプに入ってくる魚の多かったこと、そして田中小路の話まで、時間が尽きる程話をしてくれました。このように全国何処回ってもサービスエリアとか道の駅に行っても、秋田ナンバーは珍しいものだから何処から来たか聞かれます。秋田県の何処だと聞かれます。八郎潟って言うと皆んな知ってるんですよ。  
頭かしげる人っていないです。大概の人は八郎潟って言うのと知っているの、八郎潟って全国区だと自分なりに納得しました。  
それで取り上げたのが八郎潟というブランド銘を活用したらどうか、小学校の跡地のグラウンドにマガモの生育ハウス棟を、ということにしました。

広い為に、これまでは隣近所からうるさいだとか、臭いだとか匂うだとかいろいろ苦情がきました。けれどもグラウンドなら何棟建てても構わない、そう思いました。

そしてかつて学校ではウサギとか生き物を飼ってました。それは今は何処の学校もやっていないので、カモの生育鑑賞も出来ると思います。

2つ目として、旧校舎があります。そしたらカモの孵化も出来ます。かつて小林民雄さんの家に何回も行きました。そしたら座敷に籠を置いて黒い布をかけて電気を中に入れて、カモの雛を扱っていました。

北海道からのお客さんが来て、そこの家にいつもカモの肉を送ってましたので、お客さんがせっかく八郎潟へ来たんだからカモ肉買って行くというので、作ってるところへ連れて行ったら、何だあんな小さなところで作ってるのか、もう少し大きくやっていると、このように言われました。

その人は猟銃の免許を持っていて、蝦夷シカとかクマ、ヒグマも撃ったことがあるんだそうです。そして蝦夷シカ肉は送ってもらったりしたんだけど、食べる習慣がないものだからストッカーの一番奥の方に入ってます。

北海道のお客さんからこのように言われましたので、やっぱりやるからには大きくやらなければならない、小さくしてたら企業も来ない現在、それだったら自分達で会社を立ち上げて加工場も作ったなら、はちらぼの大きな支援にもなるんじゃないかなと思ったものですから、このことを取り上げてみました。

後、再生可能エネルギー電気が必要だったら、太陽光引いても、家でも太陽光やっているんですけども、家の場合は東北電力に売っているんですけども、太陽光も利用したらいいと思います。

2番として既に皆さんもご存知だと思いますが、今年6月に施行された改正食品衛生法は営業許可制になるといっています。食中毒対策を強化する今回の改正法で、漬け物製造と漬け物製造を含む32業種が営業許可制の対象となります。

食品衛生管理の国際基準に沿った衛生管理を実施し、食品衛生責任者の設置が必要になるんだそうです。

ですから今これまでも私も作ってきましたけれども、漬け物用の野菜を増産したら各々の琴丘とか八竜とか、農産物の売っているところで専門に漬け物を売っているお母さんたちがいます。

そのお母さんたちも、もう今回は後これで止めると、年も年だからと言っております。

漬け物の野菜の生産をしたらと思ひまして、それでいぶりがっこを専門に大きくやっている友人が、大曲にいます。

その方が言うには、いぶりがっこの大根はそこら辺の大根じゃだめだって、がっこ専門の大根があるんだから、それ専門の大根を使わなきゃだめだってその方に言われました。ですからやっぱりやるからには大きくして、まして秋田県は漬け物の王国です。

ですからやるからには大きくして、カモもそのとおり、漬け物もそのとおり、私はチャンスだと思います。

これを大きくして広げに広げて行ったらいいと思いますが、いかがなものでしょうか。お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 私が町長に就任してから一年位でありました、環境保全米これのPRに両国のおそらくスーパーであったと思いますけども、職員とPRに国の補助金を頂いて行って来ました。その時にいろいろアンケートを主婦の方々に、お買い上げ求めた主婦の方々にアンケートを取りまして、八郎潟って分かりますかという部門がありまして、チェックを見たら100人やったうち、5人位です、分からなくてちょっとがっかりした経験があります。

もちろん若い方々もおられましたけど、そうなのかなと思ひました。議員のご質問にお答えいたします。始めに小学校跡地のグラウンドにマガモの生育ハウスを、ということですが、北嶋議員の提言は貴重なものと受け止めています。

しかし、旧小学校の東西及び南側には、距離はありますが民家があり、北側には小中学校があります。

グラウンドが広い為隣近所からは苦情がきませんとのことですが、飼育羽数は何羽でハウスが何棟かということなどから、必ずしも苦情がないとは言え切れないと思います。小学校跡地でマガモを生育した場合のことを想定しての発想だと思いますが、現状での実現は厳しいと思います。

また、ふるさと納税返礼品としていたマガモ肉ですが、令和元年12月の注文分で事業者側との行き違いがあり、事務体制の改善等が図られなければ、マガモ肉を返礼品から外すことを検討せざるを得ないとして、事業者へ通知していましたが、事業者側から

ふるさと納税の返礼品から外してほしい旨の回答を受け令和2年度から外しています。  
次に、漬け物野菜の増産をということでありますが、町当局としても野菜の面積を何とか増加させたいと思っているところでございます。  
JAあきた湖東と連携・協議を重ね今後も作付け拡大に向けて、努力をして参りたいと思います。

4番 北嶋賢子 有難うございました。漬け物やっぱりね、秋田に来れば漬け物買いたいというので私の友達も、もの凄いな会社も大きくして漬け物をパックみたいにして売ってるんですよ。ですからね農民連なんかで一緒になると、凄く人も集まってくるし、秋田のいぶりがっこだということで、皆んな買って行ってくれるんですね。だからこれはやっぱり漬け物工場がこの町にあるから、他のところは今農協で指導して対策練っているんだけど、この町の農協には漬け物工場があるので、やっぱりフルにそれを利用した方がいいと思います。  
それからこの間まで馬場目川の上流にブナを植える会が、今細々とやっています。  
そのきっかけは、気仙沼でこの間までやっていたテレビ小説の天気予報士になるテレビドラマですけども、海を守るために気仙沼の漁師たちが山に木を植えました。あれは小説じゃなくて事実なんですよ。彼らが気仙沼の漁師たちが山に木を植えたから、じゃあ馬場目川の上流部にブナ植えて、そして八郎湖をきれいにしようじゃないかということで、始まってもう二十何年にもなって、今植えるところがなくなってしまって、細々と今やっている状態なんですけれど、それが事実なんです。  
ですから最初の二十何年前の木を家で1本もらってきて、家の隅に植えてます。ものすごい大木になりました。ですからおそらく馬場目川の上流部でブナが大木になって良い水を流すのであれば、おそらくこれからの八郎湖も捨てたもんじゃないと思います。  
そういうことを思ったものですから、カモを生産すれば町中も、もう少し豊かになるんじゃないかなと言うことと、漬け物は皆んな食べるものだから漬け物工場も大きくして、いぶりがっこの大根を皆んなに植えさせた方がいいんじゃないかなと思いついて、質問をしました。終わります。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。  
なお、最終日の10日は、午後3時から本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉 会 午後2時18分 )

# 令和3年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 令和3年12月10日（金）

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開会いたします。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案及び陳情について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。  
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第54号 八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第54号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第55号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第56号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第57号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第57号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第58号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第58号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第59号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第59号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第60号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第61号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第61号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、陳情について、討論・採決いたします。陳情 受理番号第6号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第6号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、陳情 受理番号第7号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第7号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第8号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第8号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第10号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第11号 人口透析を要する要介護者における介護保険制度の改正に関する陳情書について、討論を行います。 討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。受理番号第11号について、委員長の報告の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、日程第11、議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
固定資産評価審査委員会委員の武田秀秋氏が、令和3年12月25日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員として、お願いを致したく地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては令和3年12月26日から3ヵ年でございます。  
武田氏は、人格も高潔で固定資産の評価に関し、豊富な識見を有するものとして提案するものでございます。  
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第11、議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第62号については、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第12、議員派遣について議題といたします。お諮りいたします。配布資料のとおり、議員を派遣することにししたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして、議員派遣については配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。  
次に、皆さんに配布しておりますように、町長から追加議案が提出されております。お諮りいたします。お手元の追加議案一覧のとおり、議案第63号から議案第68号までの6議案を、日程に追加し議題としたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。議案第63号から議案第68号の6議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
追加日程第1、議案第63号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫  
議案第63号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について  
予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ3,418万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億2,572万8千円としております。  
それでは歳入の主なものをご説明いたします。8・9ページ、国庫支出金の民生費国庫補助金に総額2,975万2千円を追加しております。これは子育て世帯への臨時特別給付の事業費及び事務費でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。  
10・11ページ、民生費、社会福祉総務費の総額443万1千円の追加は、灯油等の購入費について住民税非課税世帯1世帯につき5千円を助成するものでございます。  
児童措置費に総額2,975万2千円を追加しております。これは子育て世帯への臨時特別給付金として、高校生までの子ども1人当たりにつき5万円を支給するためのものでございます。  
対象となる児童手当受給者には12月下旬に、高校生を持つ保護者には申請手続きがありますので、1月中旬に支給する予定であります。  
以上が一般会計補正予算(第7号)の概要であります。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第63号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 関連してというところなんですけども、今回は5万円の給付ということでございますけども、今後、クーポンか現金かというところは取りだたされると思うんですけども、町としてクーポン在りきでいくのか、ちょっと現金給付という方向も考えているのか、も

し時間があればお知らせ願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町においても可能であれば、現金で支給する予定でございましたけれども、昨日の報道では、来年6月末までにクーポン給付が開始出来ない場合に限り、現金給付を認める、との言明がありました。  
よって残りの5万円の給付方法につきましては、今後、政府の方針に従って給付することとしております。

議長 伊藤秋雄 いいですか？他に質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第1、議案第63号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、原案どおり決すること、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第63号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第2、議案第64号 財産の取得について(新庁舎建設事業イス納入業務)を、上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫  
議案第64号 (新庁舎建設事業イス納入業務に伴う)財産の取得について  
新庁舎建設事業のイス納入業務については、令和3年11月29日執行の入札の結果、有限会社齊藤家具店が落札し、2,112万円で仮契約を締結しております。  
イス納入業務に伴う財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第64号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第2、議案第64号 財産の取得について(新庁舎建設事業イス納入業務)を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第64号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第3、議案第65号 財産の取得について(新庁舎建設事業執務デスク等納入業務)を、上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫  
議案第65号 新庁舎建設事業執務デスク等納入業務に伴う財産の取得について  
新庁舎建設事業の執務デスク等納入業務については、令和3年11月29日執行の入札の結果、株式会社森川商店が落札し、2,365万2,420円で仮契約を締結しております。  
執務デスク等納入業務に伴う財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づ

き、議会の議決を求めるものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第65号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第3、議案第65号 財産の取得について(新庁舎建設事業執務デスク等納入業務)を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第65号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第4、議案第66号 財産の取得について(新庁舎建設事業キャビネット納入業務)を、上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫  
議案第66号 新庁舎建設事業キャビネット納入業務に伴う財産の取得について  
新庁舎建設事業のキャビネット納入業務については、令和3年11月29日執行の入札の結果、有限会社齊藤家具店が落札し、2,035万円で仮契約を締結しております。  
キャビネット納入業務に伴う財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第66号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第4、議案第66号 財産の取得について(新庁舎建設事業キャビネット納入業務)を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第66号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第5、議案第67号 財産の取得について(新庁舎建設事業会議テーブル等納入業務)を、上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫  
議案第67号 新庁舎建設事業会議テーブル等納入業務に伴う財産の取得について  
新庁舎建設事業の会議テーブル等納入業務については、令和3年11月29日執行の入札の結果、株式会社森川商店が落札し、1,408万236円で仮契約を締結しております。  
会議テーブル等納入業務に伴う財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第67号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第5、議案第67号 財産の取得について(新庁舎建設事業会議テーブル等  
納入業務)を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第67号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第6、議案第68号 工事請負変更契約の締結について(新庁舎建設  
工事)を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫  
議案第68号 新庁舎建設工事における工事請負変更契約の締結について  
令和2年9月10日に大森建設株式会社と締結した、新庁舎建設工事の工事請負契約  
について、工事内容の仕様変更、追加などにより、当初契約額から2,316万8,20  
0円増額の13億466万8,200円で仮契約を締結しております。  
工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に  
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決  
を求めるものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第68号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第6、議案第68号 工事請負変更契約の締結について(新庁舎建設工事)  
を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第68号は原案どおり可決されました。  
以上、今定例会に付託された案件は全て終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉 会 午後3時50分 )